

区政会議における2019年度（平成31年度）運営方針に関する意見への対応方針

資料6

対応方針の分類

- ①平成30年度に対応
- ②平成31年度運営方針に反映もしくは平成31年度で対応
- ③平成31年度での対応はできないが、今後引き続き検討を行う
- ④対応困難または対応不可
- ⑤その他

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
50	平成30年 11月8日(木)	平成30年度 第2回 全体会議 (事前意見への 追加意見)	増田委員	<p>(事前質問41に対して)</p> <p>すみません、質問は、事業は変わったということでしょうか？ということなので、事業は変わったとらえて良いのでしょうか？</p> <p>事業が変わったことは、2013年の災害時要援護者支援事業に手をあげた方へは誰が知らせているのでしょうか？現在の要援護者見守りネットワーク強化事業では、災害時は見据えているけれど、災害時要援護とは、ちょっとニュアンスが違うように思います。とにかく事業が変わったのであれば変わった旨を支援者だけではなく、要援護者にも伝える必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>災害時要援護者支援事業は終わっているのかどうか、まずはお聞かせください。</p>	<p>・災害時要援護者支援事業は終わっていますが、名簿管理業務の部分については現在も引き継がれており見守り相談室が各地域を支援させていただいております。</p> <p>・各地域で募っていただいた対象者への災害時の支援に関しては安否確認という意味では基本的な部分については変更がないため一斉にはお伝えしていません。但し、一部の地域では、地域の見守り支援員を窓口としながら対応方法を検討し2013年度に手を挙げられた方に対して、地域の町会長のみなさん方が対象者を訪問され、新様式で同意書を取り直したり、お元気な方は支援者になっていただくなどの対応をされました。2013年度名簿に毎年追加更新しているため、現在の見守り相談室からの地域提供名簿には2013年度当初の対象者に新規の方が入り混じっている状態でありほとんどの地域が切り離すことができません。</p> <p>今年度の災害発生を受け、要援護者の安否確認体制の問題点も浮き彫りになりました。これを機に、これまで地域に提供させていただいた名簿の内容も充実精査が必要であると考え、現在区役所と見守り相談室とで協議させていただいております。</p> <p>・地域提供名簿の取り扱いや考え方は各地域によって様々です。今後は各地域の見守り支援員を窓口にしながら、各地域ごとに地域の支援者の皆様と相談しながら進めてまいりたいと考えています。</p>	保健福祉課 (保健福祉)	⑤	
53	平成31年 1月21日(月)	平成30年度 第2回 コミュニティカ向上部会	板谷委員	<p>淀川区2019年度運営方針（案）の「具体的取組3-1-2 地域実情に応じたきめ細やかな支援」について、地域カルテの具体的な中身のイメージを教えてください。カルテにどのような基礎情報を収集して、地域の把握、課題抽出、課題に即した支援を行おうとしているのか、またカルテ作成に対して、地活協はどのようにかかわっていくのか教えてください。</p>	<p>平成30年2月の地活協会長意見交換会で地域カルテの概要を説明させて頂くとともに地域の世帯数や人口分布、高齢者世帯の割合などの統計データを記載したたたき台を会長にお示しました。5月の地活協会長意見交換会で会長と実務担当者にそのたたき台をもとに地域の特色を記載して頂き、6、7月開催の各ブロック会議で地域包括支援センターにも参加してもらい、地域の強み・弱みについてマッピングしながら課題抽出したものに区役所で撮影した写真も含めて作業をしているところです。また、区社協も各地域の地域診断という同じようなデータを整理されている事がわかりましたので、区役所で作業中のものと合体し、今後、地域にお示しする予定です。地域カルテのデータをもとにそれぞれの地域で自分の地域の理解を深めて頂き、地域実情に応じた支援が必要であれば、中間支援組織と一緒に考えていきたいと思えます。</p>	市民協働課 (まちづくり)	①	(予算措置不要)

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
54	平成31年 1月29日(火)	平成30年度 第2回 教育・子育て部 会	中道委員	<p>来年度は、漢字検定を中学校に加えて、小学校を追加するという事ですが、漢字で読解力がつくのか少し疑問に思います。</p> <p>私は図書ボランティアをしており、読解力をつけるには読書が一番いいと思います。本が好きな子は本当にすぐ読みますが、全く興味がない子は本当に読みません。読む事自体が嫌いな子には、漫画でもとにかく文字を読む事から始めたらいいと思います。図書ボランティアをして思う事は、学校の先生もすごく忙しそうだし、子ども達も忙しそうで、学校自体が余裕がないと感じます。学校にもよるとは思いますが、何か改善ができればいいと思いますがなかなか難しいです。</p>	<p>漢字検定については、直接的ではないですが、子どもたちにまず漢字に親んでもらうことにより、少しでも国語力向上につながっていくきっかけになればいいと考えております。</p> <p>【区政会議後の補足】</p> <p>・漢字検定では、漢字の「読む」「書く」だけでなく、漢字の意味を理解し、文章の中で適切に使える能力の向上もめざしています。その目的の達成のためには、日ごろ、学校での読書ボランティアの皆さんの活動や家庭での読書などの取組が非常に大きいとも考えております。区役所ではそうした活動を支援するため、各小学校に整備した「はぐみ文庫」のさらなる充実等を、地域ボランティアの皆さんと相談しながら今後も進めていきたいと考えておりますので、引き続きのご支援よろしく申し上げます。</p> <p>私達も子どもさんや教員の方が忙しいというのは実感しております。このため、学校はもとより地域や保護者、PTAの方々等からもいろいろご意見を頂きながら、体力については、学校に講師を派遣する等授業の中にサポートとして入り込むような取り組みができています。</p> <p>学力についてもそんなサポートができればいいと思いますが、授業に入り込むようなサポートは、現在、学校教育法や先生の位置づけがあり難しいところです。</p> <p>【区政会議後の補足】</p> <p>・大阪市の31年度予算では、学校の負担軽減のための取組として、教員の長時間勤務解消するための「スクールサポートスタッフ配置事業」や学校での様々な課題に対応するための「大阪市版スクールロイヤール事業」などが新たに盛り込まれているところです。</p>	市民協働課 (教育支援)	②	検討中
55	平成31年 2月4日(月)	平成30年度 第2回 安全・安心なま ち部会	増田委員	淀川区2019年度運営方針(案)の「具体的取組1-1-1 自助の取組」について、重点的取組のイベントはどんな内容か教えてください。	淀川区役所において、体験型の防災アクションを開催する予定です。自然災害が多発している中、生死の分かれ目となる瞬間に瞬時の判断で被害に遭わないための行動ができるかを体験するものになります。次世代型の災害への実践的な予行演習となり、若手の自発参加や近所・共助の強化を目的に企画しております。秋以降に各地域で開催される防災訓練への新規参加も促す事ができるように夏休みの開催を考えております。	市民協働課 (防犯・防災)	②	800千円

No.	意見聴取の場			意見内容	対応方針	担当課	分類	予算措置 ※①②の場合に記載
	開催日	会議名	委員名					
56	平成31年 2月4日(月)	平成30年度 第2回 安全・安心なま ち部会	増田委員	淀川区2019年度運営方針（案）の「具体的取組1-1-2 共助の取組」について、重点的取組の各地域の避難所開設時の課題の集約、共有について具体的な事があれば教えてください。私は、災害リスクを地域の中で見直しましたが、地域カルテの中に高層住宅がどのぐらいのパーセントであるか等のデータがあったので、災害リスクと今の地域の状態を見直して、何が必要かを確認してからでないと思効果的ではないと思いました。	「避難所開設時の課題の集約、共有について」は、地域活動協議会でどのような情報共有を行ったかについて、合同意見交換会を開催し「まちセン通信」にも掲載し周知しております。地域カルテは、地域の強み、弱みを書き出して頂いた資料があり、社協にも同じような地域診断のようなデータがあるのでこの2つを合体させたものを地域カルテにするための作業を行っています。3月7日の地域フォーラムで、各地域の地域カルテをお渡しいたしました。	市民協働課 （防犯・防 災）	①	(予算措置不要)
57	平成31年 2月4日(月)	平成30年度 第2回 安全・安心なま ち部会	米山委員	淀川区2019年度運営方針（案）の「具体的取組1-3-1 地域における見守り支援体制の構築」について、2013年から始まった事業の地域要援護者名簿の取扱いについて、先日の増田委員の質問（質問50*）に対する区役所の回答をみて理解できました。現在、要援護者名簿は各町会長が持っていますが、町会長は避難所開設についても担わないといけないので、要援護者への対応は、別のスタッフが手分けして確認するのも一つの方法だと思います。また、地域の防災訓練の際に、要援護者の安否確認の訓練を入れてもいいのではないかと思います。 *参考に質問50を資料6の一番最初に掲載しております。	2013年度手上げ方式により事業を開始し、2014年度からは行政名簿をもとにした同意方式により、名簿の作成や更新を行っています。ただ、行政名簿に載っていない方でも支援が必要であれば、地域の名簿に載せることができますので、見守り相談室までご相談ください。	保健福祉課 （保健福 祉）	⑤	